

TPP 協定における知財分野の合意の概要と期待される効果について

2016年6月17日

お茶の水女子大学 特任教授 松下達也

1. はじめに

- (1) 減少傾向の貿易収入、伸び悩む海外投資収入  
→ 知財に限ってみると1兆円以上のプラス  
(著作権除くと米国と同レベル)
- (2) 知財に関する主なマルチの国際合意  
→ 途上国にとっては知財が交渉カード
  - 【①包括的内容】
    - パリ条約 (工業所有権保護)
    - ベルヌ条約 (文学的及び美術的著作物の保護)
    - 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (WTO/TRIPs)
  - 【②手続】
    - 特許協力条約 (PCT)
    - マドリッド協定議定書 (商標)
    - 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定 (意匠)
  - 【③エンフォースメント】
    - 模倣品・海賊版 (ACTA) 未発効
- (3) これまでの日本の経済連携協定
  - 13ヶ国との間 (インド、タイ等) で知的財産章あり。
  - 「手続き簡素化・透明化」、「知的財産権の保護強化」、「エンフォースメント強化」が柱。  
[http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/pdf/2016\\_03\\_04.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/pdf/2016_03_04.pdf)
- (4) 米国の経済連携協定における知財戦略
  - コンテンツ産業保護 → 著作権保護の強化
  - 医薬品産業保護 → 特許保護期間の確保等ジェネリック医薬品対策
  - 模倣品・海賊版対策 → エンフォースメント強化

## 2. TPP 協定に関する基本

- (1) 署名国と世界に占める位置づけ  
 ○12ヶ国<sup>1</sup>：世界の GDP の約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏  
 韓国・インドネシア等も参加の意思を表明。
- (2) 協定の構成<sup>2</sup>  
[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp\\_text\\_yakubun.html](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html)  
 ○30章で構成（うち、知的財産はその一つ：18章）  
 ※投資章（9章）にも、投資財産に知財が含まれることが明記されている他、知財に間接的に関係する重要な条文あり（第9・10条）
- (3) 発効要件  
 ○原則：12ヶ国全て寄託後60日  
 ○例外：2年以内に上記が実現しない場合、12ヶ国の2013年のGDPの85%以上を占める6ヶ国以上の国<sup>3</sup>が手続き完了の通報（要件充足日が2年以内なら2年+60日、2年以降なら要件充足後60日で発効。）
- (4) 紛争対応  
 ○投資家と国との紛争解決（9章）：協議・交渉→投資家が国際仲裁に付託（ISDS）  
 ○締約国間の紛争解決手続（28章）：申立国が場の選択→協議→パネル→最終報告→未実施（一時的措置として代償・利益の停止）  
 \* 知財章にも適用。ただし、非違反の申立てなし。
- (5) 日本の対応  
 【①政策的対応】  
 総合的な TPP 関連政策大綱<sup>4</sup>（H27.11.25 TPP 総合対策本部決定）  
[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125\\_tpp\\_seisakutaikou01.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125_tpp_seisakutaikou01.pdf)  
 【②法的対応】  
 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案<sup>5</sup>（H28.3.8 国会提出：国内実施法のうち知財関連の位置付け大）  
<http://www.cas.go.jp/jp/houan/160308/siryoul.pdf>

<sup>1</sup> オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム

<sup>2</sup> RIETI Web 解説 TPP 協定も有益な参照先 (<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/>)

<sup>3</sup> 概算値のGDPだと、米国61%、日本16%を占めるため、両国の参加は必須。

<sup>4</sup> 「TPP 効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結するために必要な政策」と「TPP の影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標」を明確化。

<sup>5</sup> 原産地手続・セーフガード（関税暫定措置法、日豪原産地規則法）、知的財産（著作権法、特許法、商標法）、医療機器（薬機法）、独禁法違反の確約手続（独禁法）、肉・砂糖（畜安法、糖調法、農畜産機構法）、農水産物名称（GI法）

### 3. 知財分野の主な合意内容

- TPP協定で対象となる知的財産：商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等
- 知的財産章：TRIPS協定を上回る水準の知財保護と、知的財産権の行使（民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等）について規定

#### <A 節（一般規定）>

- 内国民待遇、○ 透明性、○ 知財権の消尽には中立

#### <B 節（協力）>

- 途上国支援、○ 伝統的知識分野の協力

#### <C 節（商標）>

- 保護対象：音の商標保護を義務化（「匂い」は努力義務）、周知商標保護強化
- 商標権の取得の円滑化：国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約の締結を義務付け。  
※条約にはマレーシア、カナダ、ペルー等が未締結
- 電子的商標システムの構築
- ドメイン名の保護強化

#### <D 節（国名）>

- 締約国国名の商標的利用を防止

#### <E 節（地理的表示）>

- 地理的表示（GI）の保護又は認定のための行政手続きのルール：①過度の負担となる手続きを課することなく申請等処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続きを定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めることなど

※地理的表示法改正案

国際協定による GI の相互保護の仕組み導入（日本と同等水準と認められる GI 制度を有する外国と GI リストを交換し、一定の手続きを踏んで外国の GI 産品を農水大臣が指定）

#### <F 節（特許及び開示されていない試験データ等）>

(1) 特許

- 特許期間延長制度（出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度）の導入<国内実施法必要>

※特許法改正案

特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定取得があった場合に、特許権の存続期間の延長ができる制度の導入

- 新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性が否定されないとする規定）の導入<国内実施法必要>

※特許法改正案

日本の現行制度の例外期間は6ヶ月であり、これを1年に延長

- 特許出願の公開：18ヶ月後の速やかな公開努力義務、早期公開

(2) 医薬品の知的財産権保護強化

- 特許期間延長制度（販売承認の手續の結果による効果的な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため、特許期間の調整を認める制度）
- 新薬のデータ保護期間に係るルールの構築（販売承認から少なくとも5年は先行の証拠による第三者の販売承認不可。生物製剤は8年間。）
- 特許リンケージ制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み）

<G 節（意匠）>

- 部分意匠 ○ハーグ協定

<H 節（著作権等）>

- 保護期間：著作物、実演、レコードの保護期間を70年<国内実施法必要>

※著作権法改正案

著作者の死後50年の保護期間を70年に延長

- 技術的保護手段（衛星放送やケーブルテレビの視聴を制限している暗号を不正に外す機器）の製造・販売等への刑事罰及び民事上の救済措置<国内実施法必要>

※著作権法改正案

不正視聴カードなどアクセスコントロール回避行為を民事救済の対象とするとともに、回避装置販売等行為を刑事罰の対象

- 契約に基づく財産的権利を取得した者の権利行使可能化<国内実施法必要>

※著作権法改正案

実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権の対象拡大（配信音源を用いて放送等を行う場合を追加）。

<I節（権利行使）>

○著作権侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度の導入<国内実施法必要>

※著作権法改正案（第104条に第4項を新設）

第1項：損害額の計算式（侵害数量×正規品の利益額）、第2項：侵害者利益を損害額、第3項：使用料相当額、第4項（改正案）：著作権管理事業者の使用料規定により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として請求することも可能。

○商標の不正使用（登録商標と社会通念上同一の商標の使用）について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度の導入<国内実施法必要>

※商標法改正案（第38条に第4項を新設）

第1項：損害額の計算式（侵害数量×正規品の利益額）、第2項：侵害者利益を損害額、第3項：ライセンス料を損害額、第4項（改正案）：商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求することも選択可能。

○国境措置の強化

不正商標商品又は著作権侵害物品の疑義のある、輸入されようとしている物品、輸出されようとしている物品、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が「職権で」差止め等の国境措置を行う権限を付与（ただし、通過物品については、荷宛国への侵害疑義物品情報提供をもって代替可）。

○商標権・著作権侵害品の刑事罰強化（輸出、ラベル・放送、映画盗撮、幫助・教唆、非親告罪化）<国内実施法必要>

※著作権法改正案

3要件（①図利加害目的、②有償著作物の原作のままの複製等、③有償著作物による権利者の利益が不当に阻害）<sup>6</sup>全てを満たす場合非親告罪の対象

○営業秘密の刑事罰導入（コンピューター保管している秘密へのアクセス、横領、詐欺的開示）

○政府による正規品のソフトウェアの使用

<J節（インターネット・サービス・プロバイダ）>

○ISPが提供するオンライン・サービスに関する著作権侵害対応に関する免責制度及び一定の要件の下に著作権者によるISPからの情報入手手続の導入

<sup>6</sup> 非親告罪となる例（販売中の漫画の海賊版を販売、映画の海賊版をネット配信）  
親告罪のままとなる例（漫画同人誌をコミケで販売、漫画のパロディをブログ投稿）

<K節（最終規定）>

○各国の経過期間

<第9章 投資章>

○自由な投資活動の促進の観点から、知的財産と密接に関連する規定導入  
投資受入国が投資家に対し、特定措置の履行要求を禁止

- ・ 特定技術、製造工程などの移転
- ・ 自国（企業）の技術の購入・利用
- ・ ライセンス契約におけるロイヤリティー率・有効期間決定

4. TPPにおける知財合意の効果と期待

高いレベルでの知財保護と利用の強化が実現

- (1) TPP 域内（特に途上国）において、模倣品・海賊版対策を中心に、我が国企業は知的財産を活用しやすい環境が整備  
※日本企業の海外での知財係争は？
- (2) 今後の各種経済連携交渉における国内外での先例的価値  
※日中韓 FTA 交渉、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）  
※WTO 等多国間ルールへの発展は？
- (3) 政府等の国内中小企業向け知財支援策（外国出願・模倣品対策等）の実効性の向上

以上